



島根県報

平成27年10月20日（火）

第 2,744 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（3件）	（ " ）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（ " ）	6
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要	（ " ）	8

告 示**島根県告示第692号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパーク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 弘 島根県浜田市朝日町91番地13

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

[1F]

(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株) アクシス島根支店	島根県浜田市殿町83-217	新田 登信
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹
(株) はせがわ	島根県浜田市殿町29-2	長谷川 正夫
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 等
くいしん坊	島根県浜田市西村町333-1	大浴 三郎
きらくやCHOCOTTO	島根県浜田市長沢町172-6	赤松 政豊

[2F]

(株) 赤松屋	島根県浜田市新町30-1	赤松 政豊
(株) かみのや (K' s s e l e c t)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
メンズブラザ スワキ	島根県浜田市市田町1584	洲脇 之徳
(株) アニー	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
(株) かみのや (E u r e k a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) かみのや (k a m i n o y a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦

[3F]

(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博丈
宝珠堂	島根県江津市波子町イ968	山藤 二郎

(変更後)

[1F]

(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2-22	山西 泰明
(株) アクシス島根支店	島根県浜田市殿町83-217	新田 登信
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹

(株) はせがわ	島根県浜田市殿町29-2	長谷川 正夫
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327-80	長谷川 等
くいしん坊	島根県浜田市西村町333-1	大浴 三郎
きらくやCHOCOTTO [2F]	島根県浜田市長沢町172-6	赤松 政豊
(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19-4	野中 正人
(株) かみのや (K' s s e l e c t)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) ダイトウヤ	島根県浜田市下府町321-7	足立 幸子
メンズプラザ スワキ	島根県浜田市田町1584	洲脇 之徳
(株) アニー	島根県浜田市相生町1391-8	佐々木 留美
(株) かみのや (E u r e k a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
(株) かみのや (k a m i n o y a)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦
[3F]		
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14	矢野 博丈
宝珠堂	島根県江津市波子町イ968	山藤 二郎
(株) かみのや (L y r i c)	島根県浜田市朝日町1431	天羽 貴彦

(4) 変更の年月日

平成27年9月17日：株式会社赤松屋から株式会社しまむらに変更

平成27年9月19日：株式会社かみのやが新店舗L y r i c 出店

2 届出年月日

平成27年10月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第693号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや楽山店 島根県松江市西川津町2081-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4か所

(変更後) 5か所 (隔地駐車場に1か所増加)

(4) 変更の年月日

平成27年10月7日

2 届出年月日

平成27年10月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第694号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スプリングパワーセンター 島根県松江市黒田町85-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4か所

(変更後) 7か所 (建物敷地駐車場に1か所、隔地駐車場に2か所増加)

(4) 変更の年月日

建物敷地駐車場 (1か所増加) : 平成26年4月9日

隔地駐車場 (2か所増加) : 平成27年10月7日

2 届出年月日

平成27年10月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第695号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ中吉田店・じょういち 島根県益田市中吉田町1085-5外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

株式会社じょういち 代表取締役 城市 剛毅 島根県益田市駅前町25番11号

(3) 変更しようとする事項

駐輪場の位置

(変更前) 15台 (建物敷地北側)

(変更後) 15台 (キヌヤ棟東側)

(4) 変更の年月日

平成28年6月7日

2 届出年月日

平成27年10月6日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市常盤町1番1号)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第696号

平成27年島根県告示第535号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

2 意見の概要

意 見	理 由
<p>店舗周辺の道路に交通渋滞をまねかないよう、公安委員会、各道路管理者との事前の協議の結果をもとに、対策を講じること。</p> <p>駐車場出入り口に交通整理員を配置し、適切な交通安全を確保すること。</p> <p>来退店車両、荷捌き車両が、周辺の生活道路を通行しないように、注意看板を設置するなどして対策を講じること。</p> <p>その他、交通安全上、問題が発生した場合、直ち</p>	<p>国道9号・国道9号B P・主要地方道出雲大社線・市道四絡146・147号線、高松161号線等に通行車両が増加することが予想され、渋滞・事故が生じないよう対策を講じておく必要があるため。</p>

<p>1</p>	<p>に対策を講じること。</p> <p>店舗建設等による雨水流出増に、適切な対策を講じること。</p> <p>工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。</p> <p>汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。</p>	<p>店舗建設に伴う駐車場造成で、雨水の流出増が予想されるため。</p> <p>道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。</p>
<p>2</p>	<p>開発区域周辺道において交通渋滞が発生しないよう公安委員会、各道路管理者等と協議のうえ対策を講じること。</p> <p>車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。</p> <p>店舗（駐車場）への出入りについては、「左折イン」、「左折アウト」を原則とし、店舗出入口付近及び周辺駐車場において誘導員の配置、誘導看板の設置等により交通事故防止、混乱防止等の措置を講じること。</p> <p>店舗周辺道路における歩行者・自転車の乱横断を防止するため、乱横断防止柵等の設置を検討するほか、繁盛期には誘導員を配置して適切な広報・誘導を実施すること。</p> <p>来客車両が店舗周辺の生活道路を利用することで</p>	<p>国道9号（出雲バイパス）・主要地方道出雲大社線といった主要幹線道路のほか、店舗周辺の市道においても通行車両が多いことが予想されることから、混乱・事故が生じないように対策を講じておく必要がある。</p> <p>店舗立地予定地周辺には、小学校の通学路に指定されている路線もあるほか、一般交通も含め、朝夕には多くの歩行者・自転車の通行が見込まれる。</p> <p>よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。</p> <p>また、駐車場から道路に進出する車両等に対し、標示等により停止を促す措置を十分に講じる必要がある（駐車場が歩道に面している場合は、出入口付近に、歩道手前で停止を促す措置を講じること。）。</p> <p>右折（対向車通過）待ちの車両等による慢性的な交通渋滞が発生しないように、かつ、来客車両が計画されている進入・進出経路を通行するように、適宜、誘導員を配置するとともに、適切な案内看板・標示等の設置が必要である。</p> <p>また、計画された進入経路であっても、車両が停滞することなく、円滑に進行するためには適切な車両誘導が必要である。</p> <p>誘導員の配置箇所や誘導看板や標示等の細部にわたって、適切な対策を講じ、渋滞緩和措置の徹底及び交通事故防止に万全を期す必要がある。</p> <p>店舗と周辺の駐車場との往来については、予め設置された横断歩道を利用して安全に道路を横断するように（通行車両等との交通事故が発生しないように）、横断歩道の利用を促す乱横断防止柵等の安全施設の設置を検討するほか、歩行者等の往来が多い繁盛期には、誘導員による適切な広報・誘導が必要である。</p> <p>店舗周辺の生活道路（市道から大津新崎渡橋線、四絡147</p>

<p>発生する交通渋滞や交通事故を防止する措置を講じること。</p> <p>開店後も、実際の渋滞状況や交通安全諸問題の発生に応じて、必要な措置を継続して講じること。</p>	<p>号線、高松161号線、高松185号線、塩冶329号線等)は、歩道が設置されておらず、幅員も狭く、車両同士の離合が困難な場所も多い。</p> <p>来客車両が当該道路を抜け道として利用した場合、慢性的な交通渋滞や交通事故の発生が予想される。</p> <p>特に、店舗開店直後などの繁盛期には、店舗西側の第7・第9駐車場の開放も想定され、当該駐車場への進入・進出に当たっては、来客車両が計画されている進入・進出経路を通行するように、誘導員の配置、誘導看板や標示等の設置が必要である。</p> <p>開店後、交通渋滞や交通安全等諸問題が発生した場合は、周辺地域の生活環境の保持のため、関係機関・団体等との連携を図るなど、迅速かつ適正な対処が必要である。</p>
<p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼動時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講ずること。</p> <p>店舗西側の市道は、幅員が狭いうえ、開店後は現在より、利用する自動車等の通行量が多くなり、周辺道路が大変混雑するものと予想される。渋滞に伴って騒音等が発生しないよう、必要な対策を講ずること。</p> <p>夜間、駐車場に出入りする自動車等により、近隣住民の安眠を妨害しないよう、必要な騒音対策を行うこと。</p> <p>周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を行うこと。</p> <p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p> <p>周辺住民等に対し、責任ある対応を求めるため。</p>

3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第697号

平成27年島根県告示第535号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

2 意見を述べる者の氏名及び住所

浜山公園通商工振興会 会長 澄川 達夫 島根県出雲市渡橋町1051番地1

3 意見の概要

(1) 意見の内容

店舗周辺地域で営業活動を行っている事業者等の事業者に対し、周辺道路の新たな渋滞の発生や交通安全上の新たな支障の発生などにより、業務上の利便を損なうことが無いよう、次により意見を述べます。

(f) 国道9号出雲バイパス渡橋北交差点から、副道に西進し、駐車場出入口に至るまでの距離が短いため、渡橋北交差点の西進車両が渋滞する恐れがある。また、店舗北西側立体駐車場への入出車両と店舗西側平面駐車場への入出車両が、合流交差することから、店舗北側は渋滞を起こす懸念があるので、立体、平面駐車場共に出入り口を変更するなどの対応をお願いしたい。

(g) 市道四絡147号線は、道路拡幅や点滅信号機から通常信号機への変更が計画されているが、出店車両の71パーセントが通過すると想定されており、渋滞が起きることは避けられないため、交通整理員の配置等により円滑な車両通行に努められたい。

(h) 市道四絡147号線から東伸する市道大津新崎渡橋線、また、同147号線から西伸する道路は、迂回路として渋滞が起きることは避けられないが、現状は幅員が狭く交通安全上問題であり対策を講じられたい。

(i) 市道四絡146号線は、店舗に隣接する部分の拡幅等が計画されているが、国道9号線有原交差点に接する北、南側道路は、右折車線が無いため従来から渋滞が発生している。今後通行車両が増えれば一層の大渋滞が発生することが懸念されるので、南進、北進ともに右折レーンを新設するなどの対策を講じられたい。

(j) 市道四絡146号線の北側バイパス付近においても、渋滞の発生と渋滞迂回車両が副道を経由し、市道高松161号線を国道9号へ向けて南進することが想定される。同路線は幅員が狭くイオン天神店(食品館)の開店によって通行車両が増加し、事故の発生が頻発していることから、交通安全上問題であり対策を講じられたい。

(k) 県道出雲大社線と市道四絡147号線との交差点は、店舗入出店車両の多くが交わるため、大渋滞が発生することは避けられない。

このため、県道を南進する車両の同交差点の右折を禁止するなど必要な対策を講じられたい。

(l) 店舗に接する県道出雲大社線の沿線は、小売、サービス業など多くの事業者が営業をしている。

周辺道路の新たな交通渋滞の発生や事業者敷地内への無断駐車など、業務上の利便を損なうことが無いよう、必要な対策を講じられたい。

(2) 意見を述べる理由

国道9号出雲バイパスと国道9号線、県道出雲大社線は、地域住民の主要生活道路であるとともに、市内経済、観光産業の基幹道路である。

近年は、出雲大社の遷宮効果により、渡橋北交差点、渡橋中央交差点を中心に県道出雲大社線に向けて、北進する車両が増加しており、特に、観光シーズンには消防本部北交差点から西進車線は頻繁に交通渋滞が生じている。

このような中で、渡橋北交差点、渡橋中央交差点を中心に同店への来店車両が加わることによって、慢性的な交通渋滞を引き起こすことが強く懸念される。

また、近隣地域の渋滞を避ける迂回車両が増加し、周辺道路の交通体系全般に重大な影響を及ぼすとともに、消防、救急などの緊急機能への弊害も懸念され、交通安全上支障をきたすことが想定される。

このことは、周辺地域で営業活動を行っている事業者等の活動に悪影響を及ぼし、業務上の利便が大きく損なわれる恐れがある。

以上の理由により、意見を述べるものである。

4 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

5 縦覧期間

告示の日から1月間